

# その他のライフイベントに応じた休暇制度

制度名	対象者		制度の概要等	
	男	女		
職員が結婚する場合の特別休暇	○	○	概要	隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
			期間	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの間において、連続する5日の範囲内の期間
			その他	戸籍上の届出をする婚姻だけではなく、事実上の婚姻(いわゆる内縁、事実婚)も含まれる。
親族死亡の場合の特別休暇	○	○	概要	隊員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
			期間	死亡した親族等に応じて定められた連続する日数(葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間(配偶者、父母の場合は7日、子の場合は5日、祖父母の場合は3日(代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日) など。)
特別休暇 父母の追悼のための特別休暇	○	○	概要	隊員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
			期間	1日の範囲内の期間
総合的な健康診査(いわゆる人間ドック)を受けるための特別休暇	○	○	概要	総合的な健康診査(いわゆる人間ドック)を受けるため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
			期間	1日の範囲内の期間(午後に始まり翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合など特別の事情がある場合は、2日の範囲内の時間)
短期介護休暇	○	○	概要	隊員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護その他の世話をするため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる 休暇
			期間	年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)
			その他	「配偶者」には、届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。「その他の世話」は、要介護者の介護のほか、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を含む。

# その他のライフイベントに応じた休暇制度

制度名	対象者		制度の概要等	
	男	女		
介護休暇	○	○	概要	隊員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
			期間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算6月を越えない範囲内で指定する期間(指定期間)内
			その他	「配偶者」には、届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
介護時間	○	○	概要	要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の無給休暇(1日最大2時間を勤務時間の始め又は終わりに取得。)
			期間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算6月を越えない範囲内で指定する期間(指定期間)内
			その他	「配偶者」には、届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
配偶者同行休業	○	○	概要	隊員が、外国での勤務等により外国に住所及び居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、一定期間勤務しないことを認める制度
			期間	3年を超えない範囲内の期間